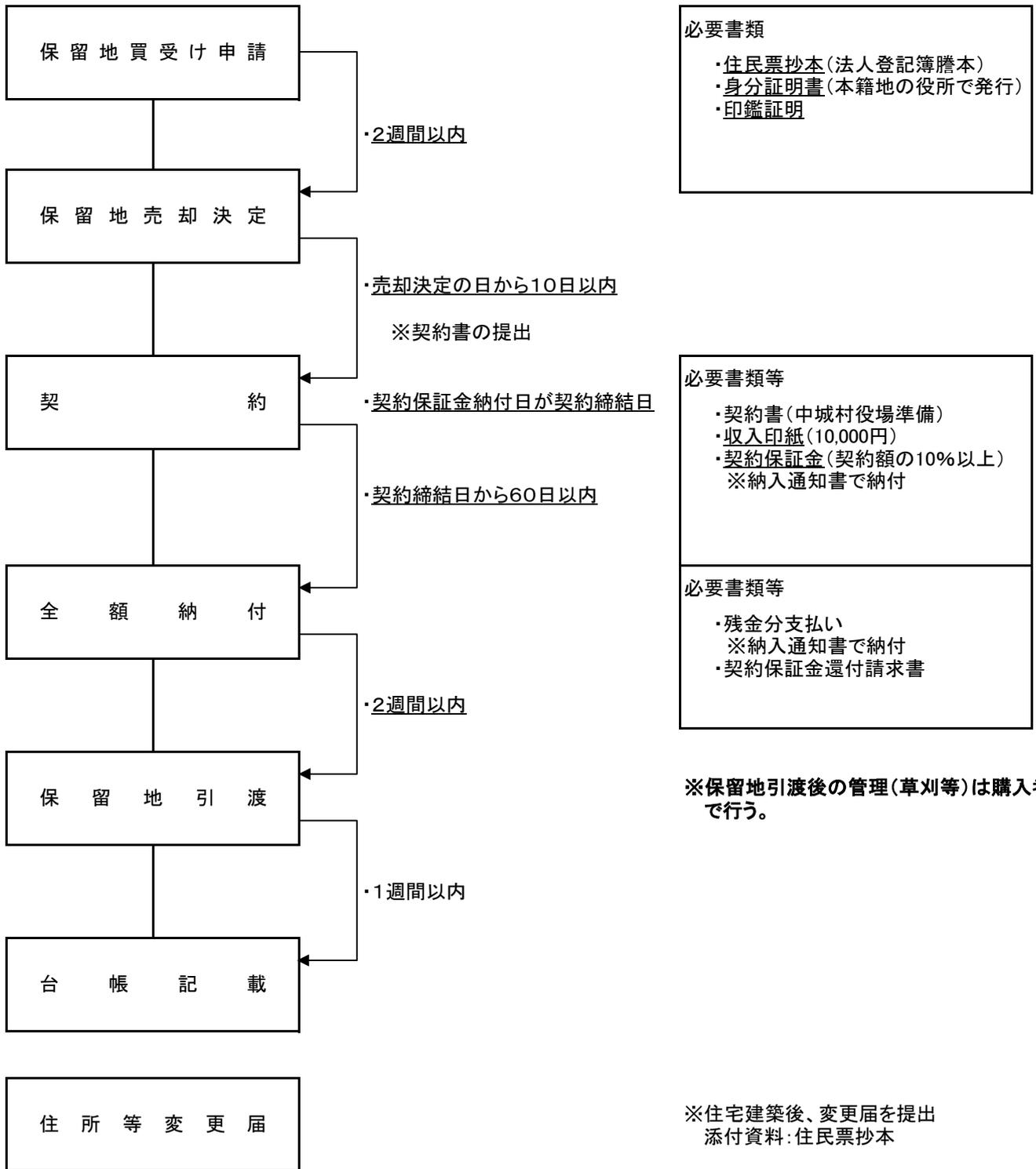


# 保留地契約フローチャート



※銀行など融資先からの依頼

権利移動の停止及び換地処分公告時における承諾書については、別添書類において行っていく。

登記簿に変わる書類については、契約締結後であれば別紙契約証明ができ、引渡後は保留地証明書が発行できる。